

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十一号（平成二十五年十月四日第二千五百三十二号）中訂正

ページ 表中 行

二 指定の取消しに係る道路の延長（単位メートル） 前から一

誤

四・〇メートル

正

十二・三メートル

ページ 表中 行

二 指定の取消しに係る道路の幅員（単位メートル） 前から一

誤

十二・三〇メートル

正

四・〇メートル